

## 岐阜県喀痰吸引等業務の登録申請等（特定の者）に関する実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）、  
「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。）、  
「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）、  
「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72条。以下「改正法」という。）及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。）に定めるもののほか、喀痰吸引等業務の登録申請等（特定の者）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （喀痰吸引等事業者の登録の申請及び登録）

第2条 法第48条の3第2項及び省令第26条の2第1項の申請をしようとする者は、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（様式1-1）」に、同様式に記載する添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により登録を申請した者が、法第48条の5第1項に掲げる要件の全てに適合し、法第48条の4各号のいずれにも該当しないときは、知事は、法第48条の5第2項の規定に基づき、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録簿」（様式2）により登録し、別添様式1により事業者に通知する。

### （喀痰吸引等事業者の登録の更新等）

第3条 前条により登録を受けた者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）は、法第48条の3第1項及び第2項に規定する喀痰吸引等業務又は法附則第20条に定める特定行為業務（以下、「喀痰吸引等業務」という。）について、実施する喀痰吸引等業務の行為を追加しようとするときは、あらかじめ「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書」（様式3-1）を、登録を受けた内容に変更があったときは、遅滞なく「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書」（様式3-2）を、法第48条の6第1項の規定に基づき、知事に届け出なければならない。

2 登録喀痰吸引等事業者が喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）を行う必要がなくなったときには、法第48条の6第2項の規定に基づき、登録を辞退する日の1月前までに、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書」（様式3-3）を、知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届け出があったときは、当該登録喀痰吸引等事業者の登録は、その効力を失う。

### （喀痰吸引等事業者の登録の取消し等）

第4条 登録喀痰吸引等事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。

一 法第48条の4各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき

- 二 法第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき
  - 三 前条第一項の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をしたとき
  - 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき
- 2 前項の命令について、知事は、別添様式2により事業者に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定証の交付申請、交付及び登録)

第5条 法附則第4条第1項の規定による認定特定行為業務従事者の認定を受けようとする者は、「認定特定行為業務従事者認定証 交付申請書（省令別表第三号研修修了者対象）」（様式5-2）に、同様式に記載する添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第4条の5第1項に掲げる要件の全てに適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、省令別表第三号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第三号研修修了者）」（様式4-3）に、次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定証登録簿」（様式6）により登録する。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 登録年月日
- 三 登録番号
- 四 対象者氏名
- 五 特定行為種別

(認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託)

第6条 知事は、法附則第5条第1項及び施行令附則第5条の規定に基づき、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務（認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務、喀痰吸引等研修の課程修了に係る認定の事務及び認定証の交付の拒否に係る事務を除く。）の全部又は一部を登録研修機関に委託するときは、省令附則第9条の規定に基づき、あらかじめ知事と登録研修機関の間で委託契約書を作成して行う。

- 2 前項の規定により知事の委託を受けた登録研修機関に、前条第1項の申請が行われ、登録を申請した者が、法附則第4条第2項の要件に適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、省令別表第三号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第三号研修修了者）」（様式4-4）に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定証登録簿」（様式6）により登録する。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 登録年月日
- 三 登録番号
- 四 対象者氏名
- 五 特定行為種別

- 3 第1項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、法附則第5条第2項の規定に基づき、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出等)

第7条 認定特定行為業務従事者は、省令附則第5条各号に掲げる事項に変更があったときは、省令附則第7条の規定により、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者認定証変更届出書」(様式7)を知事に提出しなければならない。

2 前項の提出に伴い、認定特定行為業務従事者認定証の再交付を希望する場合には、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」(様式8)に、当該認定特定行為業務従事者認定証を添付して、知事に提出しなければならない。

3 認定特定行為業務従事者は、省令附則第8条第1項の規定に基づき、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失ったときは遅滞なく、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」(様式8)を、汚損した場合にあっては、当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

4 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失った認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、省令附則第8条第2項の規定に基づき、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

(特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納)

第8条 知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法附則第4条第4項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定取消書」(様式9)により、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。

- 一 法附則第4条の各号(第5号を除く。)に該当する場合
- 二 特定行為の業務に関し不正の行為があった場合
- 三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合
- 四 その他これに準ずる行為等があった場合

2 前項の規定により返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者は、施行令附則第4条第1項の規定に基づき、遅滞なく、知事にこれを返納しなければならない。

3 第1項の規定に基づいて、期間を定めて特定行為の業務を停止した場合は、「業務停止処分に関する都道府県間連絡通知」(様式10-1)により、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命じた場合には、「認定証返納処分に関する都道府県間連絡通知」(様式10-2)により、施行令附則第4条第2項及び第3項の規定に基づき、当該認定特定行為業務従事者へ認定証を交付した都道府県知事に通知する。

(認定特定行為業務従事者の認定の辞退)

第9条 第5条、第6条、第17条の規定により認定を受けた者が、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときには、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定を辞退する日の1月前までに、「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書」(様式11)を知事に提出しなければならない。

(登録研修機関の登録申請)

第10条 法附則第6条の規定による研修機関の登録を申請しようとする者は、省令附則第10条第1項の規定に基づき、「登録研修機関登録申請書」(様式12-1)に、同様式に記載する添付書類及び次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 省令附則第14条に規定される業務規程

二 「研修修了証明書」(別添様式3)

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第8条第1項及び省令附則第11条に掲げる要件のすべてに適合し、法附則第7条の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、法附則第8条第2項の規定に基づき、「登録研修機関登録簿」(様式13)に、次に掲げる事項を記載して登録し、別添様式4により登録研修機関に通知する。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 事業所の名称及び所在地

四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

五 喀痰吸引等研修の課程

(登録研修機関の登録の更新等)

第11条 前条により登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)は、前条第2項各号(第1号を除く。)の内容を更新するときは、法附則第9条及び施行令附則第6条の規定に基づき、5年ごとに、「登録研修機関登録更新申請書」(様式14-1)を知事に提出しなければならない。

2 登録研修機関が、前項の規定による更新を受けなかったときは、その期間の経過によってその効力を失う。

3 登録研修機関は、登録された内容に変更があったときは、法附則第11条に基づき、あらかじめ「登録研修機関変更登録届出書」(様式14-2)を知事に提出しなければならない。

4 登録研修機関は、登録された業務規程の内容に変更があったときは、法附則第12条第1項の規定に基づき、喀痰吸引等研修の開始前に、「登録研修機関業務規程変更届出書」(様式15)を知事に提出しなければならない。

(修了証明書の交付等)

第12条 登録研修機関は、研修の修了者に対し、第10条第1項の「研修修了証明書」(別添様式3)を交付するものとする。

2 登録研修機関は、研修の修了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した名簿を作成し、年度ごとに、知事へ提出する。

3 前項に定める名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行に対応できるようにしておかなければならない。

(登録研修機関の休廃止)

第13条 登録研修機関が、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法附則第13条及び省令附則第15条の規定に基づき、「登録研修機関休廃止届出書」(様式16)を知事に提出しなければならない。

式16)を、登録を休廃止する日の1月前までに、知事に届け出なければならない。

(適合命令)

第14条 知事は、登録研修機関が法附則第8条第1項各号いずれかに適合しなくなつたと認めるときは、法附則第14条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第15条 知事は、登録研修機関が法附則第10条の規定に違反していると認めるときは、法附則第15条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとることを命ずることができる。

(登録研修機関の登録の取消等)

第16条 知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 法附則第7条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき
- 二 法附則第11条から第13条までの規定に違反したとき
- 三 法附則第14条の規定による適合命令又は法附則第15条の規定による改善命令に違反したとき
- 四 法附則第18条において準用する第17条の規定に違反したとき
- 五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

2 前項の命令について、知事は、別添様式5により登録研修機関に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)の交付申請、交付及び登録)

第17条 改正法附則第14条の規定による知事の認定を受けようとする者は、改正省令附則第4条第1項の規定により、「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書」(様式17-1)に、同様式に記載する添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第4条第2項に規定する喀痰吸引研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が判断したときは、改正法附則第14条第2項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置・特定の者対象)」(様式18-2)に、次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定証登録簿」(様式6)により登録する。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 登録年月日
- 三 登録番号
- 四 対象者氏名
- 五 特定行為種別

(公示)

第18条 知事は、次の各号の一に該当するときは、法附則第17条に規定に基づき、その都度、公示する。

- 一 登録したとき
- 二 法第48条の6第1項又は法附則第11条の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があったとき
- 三 法第48条の6第2項又は法附則第13条の規定による届け出があったとき
- 四 法第48条の7の規定による登録の取消し又は喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）の停止を命じたとき
- 五 法附則第16条の規定による登録の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

2 前項の公示は、岐阜県庁ホームページに掲載して行うものとする。

(帳簿の備付け等)

第19条 登録研修機関は、法附則第18条において準用する法第17条の規定に基づき、喀痰吸引等研修の業務に関する事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(報告)

第20条 知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、法第48条の9、法附則第18条又は法附則第20条第2項において準用する法第19条の規定に基づき、その必要な限度で、登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者又は登録研修機関に対し、報告させることができる。

(立入検査)

第21条 知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、法第48条の9、法附則第18条又は法附則第20条第2項において準用する法第20条の規定に基づき、その必要な都度で、その職員に、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係書類の保存)

第22条 登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者又は登録研修機関が保存すべき書類の種類及び保存期間は次のとおりとする。

- 一 登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者は第2条及び第3条に、登録研修機関は第10条、第11条において規定する登録、更新、変更に係る申請書及び添付書類は、永年保存とする。
- 二 前号に掲げるほか、喀痰吸引等業務、特定行為業務及び喀痰吸引等研修に係る関係書類は、5年間保存する。

## 附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。